

(案)

契 約 書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、「山梨県広報誌ふれあい」の制作編集業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、「山梨県広報誌ふれあい」の制作編集業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 この契約による委託期間は、令和6年4月 日から令和7年3月31日までとし、この間に4回（各回：A4判 フルカラー 24ページ）の制作編集を行うものとする。

(委託業務の内容)

第3条 乙は、甲の主催する企画編集会議に参画し、企画の提案を行うとともに、業務仕様書及び甲の指示に基づき、記事の取材、原稿の作成・整理、写真取材・写真作成、イラスト・図版の作成、レイアウト・デザイン、校正、製版及びホームページの制作を行うものとする。

(委託料及び支払)

第4条 甲は、委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を乙に支払うものとする。

2 甲は、1回の発行ごとに前項の委託料の額の4分の1を支払うものとする。

3 乙は、甲が委託業務の履行を確認した後、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

4 甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(成果品)

第5条 乙は、毎回、甲と協議した制作編集日程により指定された日までに、電子製版及びカラーカンパを甲に提出するものとする。

(著作権)

第6条 この契約に基づき制作された「山梨県広報誌ふれあい」及び制作のために撮影し使用した写真、コピーなど一切の著作権は、甲に帰属するものとする。

(契約保証金)

第7条 甲は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号に該当する場合は免除する。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第9条 乙は、この契約による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(延滞違約金)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少なくと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、甲は、乙に損害賠償を請求することができる。
- 4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(支払遅延に対する遅延利息)

第12条 甲が、その責めに帰すべき事由により、第4条の規定による委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(雑則)

第13条 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則の定めによるほか、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙